



平成 31 年 2 月 18 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

東京青年税理士連盟  
会長 高橋 千尋



東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 21 番 8 号  
代々木第 10 下田ビル 7 階  
電話 03-3356-2916

## 平成 31 年度税制改正の大綱に対する意見書

私たち東京青年税理士連盟は、東京を中心とした青年税理士約 500 名により組織されている団体で、真に「国民のための税理士制度」を目指して活動している団体であり、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っております。

当連盟では、平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定された平成 31 年度税制改正の大綱（以下「大綱」といいます。）について検討した結果、応能負担原則、納税者の権利利益の擁護からみて問題があり、不十分であると思われる項目のうち、特に問題がある下記事項について意見いたします。

### 1 消費税の税率引上げ及び軽減税率制度について

#### (1) 消費税率の引上げを直ちに中止すべきである

消費税は税の負担者である消費者の所得水準・生活状況に関わらず、一律に消費行動に対して課税するため、低所得者ほど実際の負担率は大きくなり、高所得者ほど実際の負担率は小さくなるという逆進性の問題を抱えている。すなわち、消費税は税率を引き上げるほど応能負担原則に逆行する性質を有する。

また、消費税は商品・製品やサービスを購入して消費することに担税力を認めて課す税金であり、税金の負担者と納税義務者が異なる間接税である。そのため、実際には事業者（主に中小零細企業・個人事業者）の中には顧客・取引先との力関係によって、消費税分を価格に転嫁できないという問題がある。この問題は、消費税転嫁対策特別措置法の施行後においても、転嫁の確保が実現できない事業者が存在しており、未だ解消されていない。

大綱では消費税率の引上げに際して需要変動の平準化等の観点から対策を講ずるとしているが、逆進性や転嫁の問題に対して実効性のある対応策を講じないまま消費税率を引き上げることは、これらの問題をより拡大させることになる。

よって、消費税率の引上げを直ちに中止すべきである。

(2) 軽減税率制度は導入せず、単一税率制度を維持すべきである

消費税率の引上げによる低所得者対策として、飲食料品等に対する軽減税率制度の導入が予定されているが、軽減税率の適用範囲について合理的かつ具体的に選定する基準を設けることは困難である。軽減税率の適用範囲が特定の政治的権力や業界の圧力により、恣意的に定められてしまう危険性がある。また、飲食料品の購買形態によって税率が異なることになるため、経済活動に歪みを生じさせる問題もある。

一般に所得が高くなるほど消費が多くなるため、軽減税率制度による税負担の軽減効果は高所得者により多く及ぶことになる。軽減税率制度の導入の目的は低所得者対策ということであるが、軽減税率制度は低所得者対策として効率性が悪い。

さらに、事業者においては軽減税率制度の導入により事務負担が増大し、特に中小事業者にとっては事業者負担コストが過大となる上に、いわゆるインボイス制度が導入された場合には、免税事業者が取引から排除されることが予測される。

よって、軽減税率制度を導入せず、単一税率制度を維持すべきである。

## 2 教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は延長せずに廃止すべきである

この非課税措置の趣旨は、60歳以上の世代が資産全体の6割を保有する中で、こうした資金を若年世代に移転させるとともに、教育資金については、教育・人材育成をサポートするため、結婚・子育て資金については、若年世代の結婚を促し、少子化対策のためとされている。しかし、この非課税措置は、教育資金及び結婚・子育て資金を贈与することができる財産を有する親族をもつ者のみが対象となり、このような財産を有する親族をもたない者は支援を受けることができない不公平な制度である。

そもそも相続税法第21条の3（贈与税の非課税財産）第1項第2号に「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」は非課税と規定されている。一般家庭で必要に応じて都度贈与する場合は従来の非課税規定で十分である。この非課税措置は、相続税が課されるような多額の財産（特に現金預金）を有している一部の富裕層向けの優遇措置になり、単に富裕層一族の中での相続税の負担を回避した資金移動でしかない。この制度は、税の持つ所得等の再分配機能に対して逆行する措置である。大綱では受贈者の所得に制限を入れることとしているが、富裕層向けの優遇措置であることに変わりはない。

また、この非課税措置は主に孫への贈与が想定されることから、相続税が複数回課税されるのを逃れる結果となり、課税の公平の観点から規定されている孫等への相続税の二割加算の制度に対しても相反する措置である。

さらにこの制度の適用状況をみると、両措置とも導入当初と比べて新規契約数が

大幅に減少しており、活用されていないという実態がある。

よって、一部の富裕層に対しての過剰な優遇措置である教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は延長せずに廃止すべきである。

### **3 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設すべきでない**

大綱では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるため、平成36年度より、国内に住所を有する個人に対して、国税として個人住民税と併せて年額1,000円を賦課するとしている。

しかし、既に多くの地方団体で課税自主権を行使し森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税を行っており、これに加えて国においても意義を同一とする課税を行うことは納税者に二重に負担を強いることになる。

また、国が、個人住民税の納付・徴収の仕組みを用いて賦課課税を行うということは、将来に渡って何ら合理的な理由のない名目で個人住民税の納付・徴収の仕組みを濫用した賦課課税を認めることになりかねない。

よって、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設すべきでない。

以上